

## 同等品で応札する場合の手続き要領

本会の作成する仕様書等で、基準品の記載及び同等品対応ができる旨の記載がある物品については、基準品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品物（以下、「同等品」という）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続きにより事前に同等品認定を受けてください。なお、見積り合わせの場合も同様に取り扱います。

### 1 同等品の定義

同等品とは、本会が仕様書等で示した同等品判断基準を具備するもので、規格・品質等が例示品と同等以上であるものをいいます。

### 2 同等品認定の方法

同等品の認定を受けようとする場合は、本会が指定する日時までに、「同等品規格確認票」（別添）に次の資料等を添付の上、発注課の担当者へ提出してください。

- ・ 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可 同等品判断基準をその製品が具備していることが分かるもの）

### 3 同等品認否決定の通知

提出された同等品規格確認票について、同等品と認定する場合は同確認票の「確認印」欄に担当者の印を押印し、不認定の場合は「否」の文字を記入して返送（FAX）することにより通知します。

審査結果は、同等品規格確認票を提出した事業者にもみ通知しますので、当該事業者のみ基準品又は認定された物品で応札することができます。

なお、審査結果が入札日の前日までに届かない場合は、入札担当課に確認してください。

### 4 提出期限を越えて提出した場合

本会が指定する日時を越えて同等品規格確認票を提出した場合は、提出した確認票は無効として取扱い、基準品での応札とみなします。

### 5 納入物品の確認について

入札にあっては、同等品の認定を受けた事業者が落札したときは、基準品又は同等品のいずれで契約（納品）するか本会が確認します。